

## 袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館平岡放課後児童クラブ

### 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館平岡放課後児童クラブ

袖ヶ浦市野里1391番地3

#### (2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の授業終了後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

##### ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 利用の承認に関する業務

(ウ) 利用料金の収納に関する業務

(エ) 平岡小学校幽谷分校在籍児童の移送（迎え）に関する業務

(オ) 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館平岡放課後児童クラブの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### イ 施設管理全般に関する業務

##### ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務

### 2 非公募により指名した理由

放課後児童クラブは、放課後等において就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設である。子ども・子育て支援新制度の開始に伴い更なる保育の質の向上が求められ、市内各施設は継続的に人材育成に取り組んでいる途上である。

また、指定管理者選定に当たっては、市が設置する放課後児童クラブの指定管理料の上限額を同一基準とするため指定期間の終期をあわせること及び安全面の強化と環境の整備を目的として、平岡小学校の余裕教室を活用した運営の検討を進め、その結果によっては指定管理者に代わる運営方法にする可能性もあることから、指定期間を従来よ

り短縮し3年間とするものである。

以上のことから、本施設は現指定管理者であり、これまで適切な運営を行い、児童と保護者及び地域との信頼関係が構築されている有限会社すみれ福祉会を指名したものである。

### 3 指定管理者に指定する団体の概要

|           |              |
|-----------|--------------|
| 名 称       | 有限会社すみれ福祉会   |
| 所 在 地     | 袖ヶ浦市蔵波2596番地 |
| 設 立 年 月 日 | 平成15年2月5日    |
| 資 本 金     | 300万円        |
| 従 業 員 数   | 29人          |
| 主たる業務内容   | 放課後児童健全育成事業  |

### 4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

#### (1) 事業計画等

ア 児童の安全確保、情緒の安定を図り健全育成に努める。

イ 世代間の交流の中で、相手に対する思いやりや情操の向上、遊びと活動への意欲や態度の形成を図る。また、遊びを通しての自主性・社会性・創造性を身に付けさせる。

ウ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援と保護者が安心して働ける環境を支援する。

エ 効果的かつ効率的な管理運営に努め、経費の削減を図る。

オ 個人情報取扱いには十分留意し、適切な管理及び保護のための措置を講じる。

カ 利用者に対し正当な理由がない限り利用することを拒まない。

#### (2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

平成30年度 7,214千円

平成31年度 7,194千円

平成32年度 7,174千円

### 5 指定管理者候補の選定概要について

#### (1) 募集経過の概要

非公募により指名し、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 平成29年7月3日から8月31日まで

イ 応募者説明会 平成29年7月21日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 平成29年7月24日から7月26日まで

(イ) 質問件数 5件

(ウ) 回答日 平成29年8月15日(書面により回答)

エ 応募受付期間 平成29年8月29日から8月31日まで

## (2) 審査方法及び選定結果

10月13日開催の袖ヶ浦市指定候補者選定委員会において、施設所管部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第17号)第5条に規定する選定基準をさらに細分化した審査基準に基づき審査・採点した結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除く9名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、有限会社すみれ福祉会を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館平岡放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

(袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例抜粋)

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、

次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定するものとする。

(1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。

(3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

(委員構成)

副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（平岡小学校 PTA 選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

## 採点結果

施設名：袖ヶ浦市放課後児童クラブ会館平岡放課後児童クラブ【非公募】  
 応募団体：有限会社すみれ福社会

|                      |      |     |
|----------------------|------|-----|
| 評価点数                 | 165点 |     |
| 上記評価に対する<br>選定委員会の判定 | 適正   | 不適正 |
|                      | 9名   | 0名  |

### 評価項目と配点 (4段階評価)

| 選定基準  | 審査項目  | 配点  |     | 評価 |     |     |     | 評価点数 |
|---|---|-----|-----|----|-----|-----|-----|------|
|   |   |     |     | 劣  | 普通  | 優   | 特優  |      |
| ① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。<br>(指定手続条例第5条第1項第1号)                                | ア 平等な利用を図るための具体的な手法                           | 30  | 30  | 0  | 18  | 24  | 30  | 18   |
| ② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。<br>(指定手続条例第5条第1項第2号) | ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針                         | 20  | 105 | 0  | 12  | 16  | 20  | 16   |
|   | イ 利用者の増加を図るための具体的な手法                          | 9   |     | 0  | 3   | 6   | 9   | 5    |
|   | ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法 | 31  |     | 0  | 17  | 24  | 31  | 19   |
|   | エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性                      | 20  |     | 0  | 12  | 16  | 20  | 13   |
|   | オ 管理に係る経費の縮減効果                                | 25  |     | 0  | 3   | 19  | 25  | 5    |
| ③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること。<br>(指定手続条例第5条第1項第3号)                 | ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性                         | 20  | 100 | 0  | 12  | 16  | 20  | 12   |
|   | イ 安定的な運営が可能となる人的能力                            | 30  |     | 0  | 18  | 24  | 30  | 19   |
|   | ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤                           | 40  |     | 0  | 24  | 32  | 40  | 24   |
|   | エ 類似施設の運営実績                                   | 10  |     | 0  | 6   | 8   | 10  | 8    |
| ④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。<br>(指定手続条例第5条第1項第4号)  | ア 個人情報保護                                      | 10  | 40  | 0  | 6   | 8   | 10  | 6    |
|   | イ 危機管理  | 20  |     | 0  | 12  | 16  | 20  | 14   |
|   | ウ 再委託の管理                                      | 10  |     | 0  | 6   | 8   | 10  | 6    |
| 合 計   |   | 275 | 275 | 0  | 149 | 217 | 275 | 165  |

【採点方法】「特優」、「優」、「普通」、「劣」の4段階で評価

【合計点数】全てが「普通」の場合(149点)、「優」の場合(217点)、「特優」の場合(275点)

※採点した委員の平均点が「普通」(149点)を下回ったときは失格とする。